平成２９年（フ）第２号
高知県安芸市染井町12番16号
債務者　藤本　智也
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
福岡県小郡市寺福童496番地12　301号室
債務者　渡部　浩之
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２７号
宮崎県都城市中原町24街区16号コーポ中原101
債務者　久保田照見
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１７号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町７番６―14号
債務者　日置　るな
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第１８号
鹿児島県南九州市川辺町永田2717番地
債務者　田代　恵子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３５号
兵庫県川西市久代１丁目22番21号304
債務者　久保日出男
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
熊本市東区下江津２丁目１番36号
債務者　櫻井　明子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
熊本県宇城市不知火町亀松103番地３　アーバン不知火Ⅱ―101号
債務者　吉谷　奈穂
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９号
熊本市東区保田窪３丁目23番107号　保田窪ステップ１　７号、前住所熊本市東区月出１丁目２番２号　前田ハイツ302
債務者　外山　幸花
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６９号
沖縄県糸満市字兼城764番地の30　プチエーリ202号
債務者　宮城　嗣美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２号
福島県郡山市菜根１丁目１番15号　マーシュ酒蓋103号、前住所福島県郡山市字五百渕山１番地　県営住宅06棟205号
債務者　明田　直美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
福島県郡山市小原田２丁目30番３号　佐浦荘12、住民票上の住所福島県郡山市小原田２丁目30番３号
債務者　篠原　　優
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番２―501号
債務者　竹村　佳繁
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０２号
神戸市長田区宮川町３丁目２番地の10
債務者　岸田みづほ
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０５号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番14―804号、前住所神戸市兵庫区兵庫町２丁目３番11号　黒瀬ビル203
債務者　福島　明美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４３号
名古屋市西区稲生町４丁目56番地の２
債務者　恩田　夕美（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２号
広島県福山市寺町８番３―303号
債務者　山根　延子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係